

## 高圧ガス保安法の省令等改正について（令和2年度以降）

参考資料 1

番号	項目	対象法令等	改正の概要	措置
1	車載容器リユース	○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	水素自動車等の燃料装置用容器及び附属品を自動車間で転載することを可能とするため、告示及び通達の改正をするもの。	令和2年6月15日公布 令和2年7月1日施行
2	テストコース特別充填	○自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）	水素自動車等の開発用に搭載される燃料装置用容器を、テストコース等で使用する場合に、都道府県等が特別充填許可を与える条件を明確化するもの。	令和2年10月19日公布・施行
3	北マケドニア国名変更	○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の北マケドニアへの国名変更に伴い、当該告示の該当部分を改正するもの。	令和2年2月27日公布 令和2年4月1日施行
4	遠隔監視水素スタンド	○一般高圧ガス保安規則 ○製造細目告示 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	圧縮水素スタンドにおける従業者の常駐を前提とせず顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる方法による高圧ガスの製造を可能とするため、保安確保上必要な技術基準を整備するもの。	令和2年8月6日公布 令和2年8月7日施行
5	水素スタンドにおける保安監督者の兼任許容	○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	水素スタンドの保安監督者について、一定の要件を満たすことを前提に、現行法令では想定されていない兼任を可能とするため、その要件の明確化に係る改正を行うもの。	令和2年11月公布・施行 予定
6	圧縮水素スタンド等に使用する材料の見直し（Ni当量の見直し）	○一般高圧ガス保安規則例示基準 ○コンビナート等保安規則例示基準	圧縮水素スタンド等に使用可能な材料に関して、水素への耐性を判断できる基準についての新たな知見が得られたことを踏まえた例示基準の見直しを行うもの。	令和2年11月公布・施行 予定
7	高圧ガスの移動に係る警戒標の見直し	○一般高圧ガス保安規則例示基準 ○液化石油ガス保安規則例示基準	車両による高圧ガスの移動の際に掲げることとされている警戒標について、既に一般に広く使用されている材質及び表示方法を踏まえた例示基準の見直しを行うもの。	令和2年11月公布・施行 予定
9	冷凍保安規則等の一部を改正	○液化石油ガス保安規則 ○一般高圧ガス保安規則 ○コンビナート等保安規則 ○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査において、カメラ等の検査器具類を搭載したドローンによる目視の代替を可能とするために省令及び通達を改めるもの	令和2年10月公布・施行